

鳥取県知事 様

## 宣 誓 書

私は、鳥取県物価高騰に立ち向かう経営力向上・賃上げ事業者支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付申請にあたり、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。）第17条に定める実績報告書の提出後6月を経過する日までの間に、次の各号のいずれも行わないことを宣誓します。

- 1 当該事業場の労働者の解雇及び雇止め（労働者の意思に基づく自己都合退職、労働者と使用者の合意に基づく合意退職、労働者の責に帰すべき事由に基づく解雇（懲戒解雇を含む）、雇止めに該当しない契約期間満了による離退職、就業規則等で定められた期間到来による定年・自動退職、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合における解雇を除く。）
- 2 そのものの非違によることなく勧奨を受けて又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行い、労働者が退職する（退職勧奨）
- 3 当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げる
- 4 所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、やむを得ず一時的な雇用調整（休業、教育訓練または出向）を行う場合又は法定休暇の取得その他労働者の意思に基づく場合を除く。）を内容とする労働契約の変更を行い、月当たりの賃金額を引き下げる

令和 年 月 日

宣誓者 住所  
氏名

（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）